

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院では、患者さんの利便に供するため、下記の事項について、東北厚生局に届出を行い保険給付を実施しております。詳しくは受付窓口にお問い合わせください。

1 入院基本料に関する事項について

病棟では1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

| 病棟名 | 看護職員配置人数 | 受持患者数 | | |
|-----|----------|---------------------|---------------------|--------------------|
| | | 8時30分から 16時30分まで | 16時30分から 0時30分まで | 0時30分から 8時30分まで |
| 病棟 | 11人以上 | 5人以内 | 17人以内 | 17人以内 |

2 施設基準に関する事項について（令和7年12月1日時点）

次に掲げる項目について必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っています。

| | | |
|---------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 機能強化加算 | 医療DX推進体制整備加算2 | 一般病棟入院基本料 (地域一般入院料1) |
| 看護補助加算2 | 夜間75対1看護補助加算 | 夜間看護体制加算 |
| 看護補助体制充実加算1 | 診療録管理体制加算3 | 医師事務作業補助体制加算1 (20対1) |
| 療養環境加算 | 重症者等療養環境特別加算 | 医療安全対策加算2 |
| 医療安全対策地域連携加算2 | 感染対策向上加算2 | 連携強化加算 |
| サーベイランス強化加算 | 後発医薬品使用体制加算1 | 病棟薬剤業務実施加算1 |
| データ提出加算3 | 入退院支援加算2 | 認知症ケア加算3 |
| 地域包括ケア入院医療管理料2 | 看護職員配置加算 | 看護補助体制充実加算1 |
| 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) | 入院ベースアップ評価料60 | 協力対象施設入所者入院加算 |
| 糖尿病合併症管理料 | がん性疼痛緩和指導管理料 | 糖尿病透析予防指導管理料 |
| ニコチン依存症管理料 | がん治療連携指導料 | 薬剤管理指導料 |
| 生活習慣病管理料(I) | 生活習慣病管理料(II) | 外来データ提出加算 |
| 在宅療養支援病院3 | 在宅時医学総合管理料及び 施設入居時等医学総合管理料 | 検体検査管理加算(II) |
| 遠隔画像診断(送信側) | CT撮影(16列以上64列未満) | 無菌製剤処理料 |
| 脳血管疾患等 リハビリテーション料(III) | 運動器リハビリテーション料 (III) | 呼吸器リハビリテーション料(II) |

3 食事療養に関する事項

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）適温で、提供されます。

1食510円（所得による減額があります）

4 保険外併用療養費に関する事項

①特別室

希望される患者さんに次に掲げる特別室を用意しております。

| 区分 | 部屋番号 | 料金（1日） | 区分 | 部屋番号 | 料金（1日） |
|------|-------|--------|------|-------|--------|
| 個室 | 206号室 | 4,620円 | 2人部屋 | 208号室 | 1,430円 |
| 2人部屋 | 209号室 | 1,490円 | 2人部屋 | 210号室 | 1,430円 |

②長期特定入院料

厚生労働大臣が定める状態にある場合を除き、入院期間が180日を超えた場合、入院料の一部を自己負担として、お支払いいただきます。

| 地域一般入院料1 | 料金（1日） |
|----------|--------|
| 課税 | 1,940円 |

③医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療

患者さんの希望、かつ、「検査にあっては、患者の不安を軽減する必要がある場合」または「リハビリにあっては、患者の治療に対する意欲を高める必要がある場合」であって、医師が必要と認めた場合は、医科点数表に規定する回数を超えて受けた診療として、次の診療については健康保険の一部負担金とは別に料金をお支払いいただきます。

| | 診療内容 | 料金（1回） |
|------|---------------------|--------|
| 検査 | a-プロフェトプロテイン（ AFP） | 1,080円 |
| | 癌胎児性抗原（CEA） | 1,090円 |
| リハビリ | 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） | 1,100円 |
| | 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ） | 850円 |
| | 運動器リハビリテーション料（Ⅲ） | 940円 |
| | 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ） | 940円 |

令和7年12月1日